

令和6年度 山形県公共調達評議委員会

日時：令和7年2月10日（月）10:00～

場所：県庁10階 1001会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委員長挨拶

4 議事

(1) 建設工事関連

- ① 令和7年度の入札契約制度改善の取組み
- ② 引き続き検討を進める事項

(2) 物品・役務関連

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組み

(3) その他

5 閉 会

「山形県公共調達評議委員会」委員

(任期：令和5年12月24日～令和8年12月23日)

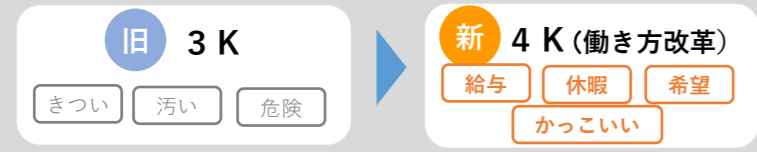
令和7年2月10日

役職名	氏名	現職	備考
委員長	いがらし ゆきひろ 五十嵐 幸 弘	弁護士	
委員	あし だて まさみ 蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科 教授	WEB
委員	あび こ ようこ 安 彦 陽 子	1級土木施工管理技士	
委員	おお かげ とおる 大 風 亨	山形県印刷工業組合理事長	
委員	おお た まさゆき 太 田 政 往	一般社団法人山形県建設業 協会会長	
委員	かい とう たけし 海 藤 剛	一般社団法人山形県測量設計 業協会会長	
委員	か とう しずか 加 藤 静 香	弁護士	
委員	きよ まさ あかね 清 政 朱 音	1級建築士	WEB

(敬称略)

山形県では、「山形県公共調達基本条例」（平成20年7月制定）に基づき、建設工事等に係る入札契約制度の適切な運用・見直し・改善に努めている。

令和7年度は、建設産業の「働き方改革」の促進や「中小事業者の維持・育成」、「災害対応」に主眼を置いて入札契約制度の見直しを行う。



山形県公共調達基本条例 (基本理念)
1 不正行為の排除の徹底
2 公正な競争の促進
3 透明性の確保
4 品質及び価格の適正を考慮
5 健全な建設業者等の育成
(県における取組み)
基本理念に則り、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努める。

令和6年度における主な見直しの状況
【建設工事】
● ICT活用工事における部分活用等の推進
● 若手・女性技術者評価型の工種の拡大
【運用等の見直し】
● 鋼橋塗装工事での1級鋼橋塗装技能士の配置の要件化
● 見積等で決定した単価や施工歩掛の事前公表
● 除雪業務の評価対象施設への空港の追加 等

令和7年度に向けた見直し日程
● 県における見直し案の検討 ~R6.12
● 常任委員会への見直し案の報告 R7.2.3
● 公共調達評議委員会で審議 R7.2.10
● 見直し内容の周知 R7.4~
● 見直した制度の運用開始 R7.7~

令和7年度に向けた主な入札契約制度の見直し案

1 働き方改革の促進

1 「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」等の評価項目の追加 [総合評価] (工事・委託)
【現状・課題】
○ 人手不足の中、若手・女性のさらなる活用・定着を図る必要性が高まっている。
○ 国交省や東北各県は、総合評価でWL Bや女性活躍に係る国や県の認定制度を取得している企業に加点し、若手・女性が働きやすい環境整備を促進。
《県内企業の認定取得状況》 (R7.1.1時点)
認定制度 | 建設業 | コンサル
(県) やまがたスマイル企業 | 113 | 11
(国) えるぼし | 1 | 0
くるみん | 4 | 2
ユースエール | 7 | 1
【改善案】
○ 若手・女性の働きやすい環境整備を一層進め、建設産業の人材確保につなげていくため、国交省・東北各県の取組を参考として国・県の認定を取得している企業に対し総合評価で1点加点する。

2 地域中小事業者の維持・育成

1 地域精通企業評価型における評価項目の簡素化 [総合評価] (工事)
【現状・課題】
○ 災害時の円滑な復旧に備え、地域に精通した事業者の維持・育成に向け、R3に「地域精通企業評価型」を創設。
○ 一方、強靱化予算執行を背景に発注規模が拡大し、中小業者が参加可能な工事の発注割合が減少。加えて総合評価の一部項目で中小業者が加点を得にくい。
《発注ロットの変化》 ※発注件数(全工種)の割合
金額区分 | 1千万未満 | 1~3千万 | 3~8千万 | 8千万以上
年度 | R元 | 10.2 | 35.0 | 37.9 | 16.9
R5 | 7.6 | 26.4 | 31.5 | 34.5
差 | Δ 2.6 | Δ 8.6 | Δ 6.4 | +17.6
《R5 落札企業の総合評価の加点獲得状況》 ※差の大きい項目
等級 | 項目 | 工事顕彰 | 継続教育 | 除雪
(土木一式) A | 34% | 59% | 73%
B | 2% | 32% | 42%
【改善案】
○ R3に「地域精通企業評価型」を創設した趣旨を踏まえ、災害時の応急対応等で重要な役割を担う地域の中小事業者の維持・確保のため、技術力等に関する重要な評価項目は残して項目を簡素化すると共に、発注件数の拡大を行う。(R5実績：49件)

3 大規模災害への対応

1 災害復旧工事における予定価格の事前公表の見直し (工事)
【現状・課題】
○ 工期に制約のある災害復旧工事では、予定価格が事前公表できる運用としており、実際ほとんどが事前公表で発注されている。
《R4 災害復旧工事の発注状況》
全工事 | 発注件数 | うち事前公表
8千万以上 | 29 | 29 (100%)
○ 品確法は、ダンピング受注防止の観点から、発注者に原則「事後公表」を求めている。
【改善案】
○ 災害復旧工事でも週休2日の工期設定で原則発注している現状に鑑み、規模の大きい8千万円以上の工事を対象に原則「事後公表」で発注する。
2 災害協定に基づく県要請による出勤実績への加点 (管工事、解体工事) [総合評価] (工事)
【現状・課題】
○ 昨年7月の大雨災害では、道路・河川の復旧に加え、水道など市町村管理インフラの早期復旧や全壊家屋の早期撤去が求められた。
○ 現在の総合評価では、県管理の道路・河川等の災害復旧の実績を加点評価し、災害工事受注のインセンティブとしている。一方で管工事や解体工事の許可業者の多くが土木一式工事の許可も有し、現在の評価項目のままでは、事業者は災害時に管工事や解体工事を後回しにする恐れがある。
【改善案】
○ 「管」「解体」工事の入札で、県と業界団体が締結した協定に基づき県が支援要請し実施された当該工種の市町村工事実績を加点評価の対象に追加。
※ 激甚災害時の実績に限定。実績地域が工事発注地域の内か外かで点数に差を設ける

4 その他見直し

1 「一抜け方式」の試行導入 (委託)
【現状・課題】
○ 業務委託では、同日の開札でくじ引きが多発した場合、同一の業者が意図せず履行能力を超える複数案件を落札する可能性があり、結果として、品質低下等を招く恐れがある。
【改善案】
○ 上記への対応策の1つとして、全国で「一抜け方式」が導入されており、本県でも試行する。
(一抜け方式イメージ)
入札案件 | 案件1 | 案件2 | 案件3
入札参加者 | (順位) | (順位) | (順位)
A社 | 3位 | 1位(落札) | 無効
B社 | 1位(落札) | 無効 | 無効
C社 | 2位 | 3位 | 1位(落札)
D社 | 5位 | 未入札 | 2位
E社 | 4位 | 2位 | 3位
※ 全国的には、大規模な災害復旧工事などの不調不落の対策としても同方式が活用されており、委託での試行状況を踏まえ、工事での将来的な活用も視野に研究していく。
2 知事顕彰の評価期間の延長 [総合評価] (工事・委託)
○ 評価期間を「2年」→「3年」に延長。
(効果) 延長によるR7入札での加点企業数
評価期間 | 2年の場合 | 3年の場合 | 5年の場合
工事 | 22社 | 29社 | 38社
委託 | 11社 | 13社 | 19社
3 インターンシップの評価点の変更 [総合評価] (工事・委託)
○ 他のボランティアと同様に、工事等施工地域とインターンシップ企業の本店所在地が一致する場合高く評価
(一致：(工)1点(委)2点、不一致：左記の半分点)

2 共同設計方式におけるJV構成企業数の変更 (委託)

○ 県内企業の技術の向上・育成のため、共同設計方式を導入。専門技術保有企業と地域精通企業によるJVの構成員数を3者以内と規定(うち県内に本店のある企業1者以上)
《R5実績》 橋梁点検・診断業務では49JVが入札に参加し、10JVが受注

2 共同設計方式におけるJV構成企業数の変更 (委託)

○ 更なる技術移転の促進・企業育成のため、業界団体から構成員数の増加を求める声があることから、構成員数を「最大で4者まで」と見直す。